

第16号議案

「一般職の任期付職員の採用に関する条例」改正の概要

1 趣旨

一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に対応し、複雑・高度化する行政課題および緊急の課題を速やかに解決するため、品川区（以下「区」という。）において、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第4条の規定に基づく任期付職員（以下「4条任期付職員」という。）を採用する制度を導入する。

そのため、一般職の任期付職員の採用に関する条例（以下「条例」という。）において4条任期付職員の採用の要件等について定めることとする。

2 背景

地方分権の進展に伴い、複雑・高度化する行政課題や緊急の課題を速やかに解決していくことが求められ、専門的な知識・経験を有する者を採用する必要があったために、平成14年に「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（以下「法」という。）が制定され、地方公共団体は条例で定めるところにより、任期付職員を採用することが可能になった。これが法第3条2項に基づく任期付職員（以下「一般任期付職員」という。）であり、区では、平成20年1月1日より条例を施行した。

さらに、平成16年に法が改正され、業務量の増減やサービス提供体制の充実に対応するため、一定期間内に終了することが見込まれる業務等についても任期付職員を採用することができるように、任期付職員に係る採用の対象が広がった。これが4条任期付職員であり、特別区では、特別区人事委員会が平成27年度に採用基準を改正したため、条例を整備することで採用することが可能となった。

3 改正内容

任期付職員の採用の要件を追加する。（法第4条の規定に基づく任期付職員）

	現行（一般任期付職員）	4条任期付職員【追加】
根拠法令	法第3条第2項	法第4条
導入事由 (採用することができる場合)	① 専門的知識経験を有する職員の育成に相当の時間を有する場合 ② 急速に進歩する技術などの専門的知識経験を活用することが一定の期間に限られている場合 ③ 上記②に準ずる場合として条例に定める場合	① 一定の期間内に業務の終了が見込まれる場合 ② 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる場合 ③ 上記①、②の業務に任期の定めがない職員を任用する場合において、当該業務以外の業務に従事

		させる必要がある場合
任期	5年を超えない範囲内	3年を超えない範囲内 (条例で定める場合は5年)

※4条任期付職員は、管理職層および一般職層に任用することができるが、28年度現在、特別区において一般職層に任用できる業務は、「マイナンバー制度対応業務」および「オリンピック・パラリンピック関係業務」が対象となっている。

4 施行期日

平成29年4月1日

新旧対照表

○一般職の任期付職員の採用に関する条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第2項、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項および第2項の規定に基づき、<u>職員</u>の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任期を定めた採用)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第2条の2 <u>任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。</u></p> <p><u>(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務</u></p> <p><u>(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務</u></p> <p>2 <u>任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。</u></p> <p>(任期の特例)</p> <p>第2条の3 <u>法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p><u>(1) 前条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合であって、同条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。</u></p> <p><u>(2) あらかじめ三年を超える任期を定めて従事させる必要がある業務に従事させる場合</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第2項および第7条第1項の規定に基づき、<u>専門的な知識経験を有する者の任期を定めた採用</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任期を定めた採用)</p> <p>第2条 (略)</p>

新	旧
<p>(任期の更新)</p> <p>第3条 任命権者は、<u>第2条又は第2条の2</u>の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合には、当該<u>任期付職員</u>の同意を得なければならない。</p> <p>(職員の給与に関する条例の適用除外)</p> <p>第4条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第17号）第6条第2項から<u>第7項</u>までの規定は、<u>第2条の2</u>の規定により任期を定めて採用された職員（特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める職員を除く。）には適用しない。</p> <p>(人事委員会規則への委任)</p> <p><u>第5条</u> <u>第2条</u>および<u>第2条の2</u>の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに任期付職員の職務の級および号給の特例に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(任期の更新)</p> <p>第3条 任命権者は、<u>前条</u>の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>(特別区人事委員会規則への委任)</p> <p><u>第4条</u> <u>第2条</u>の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準ならびに採用、退職、任期の更新等に関する手続ならびに任期付職員の職務の級および号給の特例に関し必要な事項は、<u>特別区人事委員会規則</u>で定める。</p>